



国四整徳地第16号
平成19年 7月23日

特定非営利活動法人 コモンズ
代表理事 喜多順三 殿

四国地方整備局
徳島河川国道事務所長



「吉野川流域住民の意見を聴く会」の運営について（回答）

平素は、国土交通省関係事業の推進に関しご理解・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、平成19年5月29日付コモンズ第0702号でいただきましたご意見について、下記の通り回答いたします。

記

「参加者により指摘された国土交通省との十分な意見交換ができていない主な項目」をご指摘頂いた上で、「住民の意見を聴く場」を「十分な意見交換の場」として改善するよう求めるご意見を頂きました。

四国地方整備局としては、これまで実施した第1回、第2回において、多岐にわたる貴重なご意見を頂くことができたと考えています。しかしながら、徳島市会場におきましては、追加の会を確保するなど工夫を試みましたが、「十分な意見交換の場が確保されなかった」とのご指摘を受けたところです。このため第3回においては、十分に意見交換ができるよういくつかの項目ごとに開催日時を設定するなど、改善に努めてまいります。

また、その他の会場におきましても、必要に応じて追加の会を確保するなど十分に意見交換ができるよう努めていきたいと思っています。

なお、ご指摘頂いた各項目についての見解は以下の通りです。今後、この見解をもとに意見交換を深めていきたいと思っています。

①河川整備計画への影響の観点から、第十堰の現在の調査状況と今後の検

討について

抜本的な第十堰の対策のあり方については、可動堰にはこだわらずに、これまで検討していない、可動堰以外の方法について検討を進め、あらゆる選択肢について評価を行うため、現堰の構造調査など、必要な基礎調査を鋭意行っているところです。

平成18年度は、堰の変状調査、漏水量調査、空洞化調査、取り付け部構造調査などを行う旨、公表しているところです。

調査の進捗状況については、今後実施する第3回においても、必要に応じて情報提供に努めてまいります。

②河川整備事業の実施順序の明確化について

今後の説明の中で、実施順序についても可能な限り明確にしてまいります。

③流域全体の河川整備のあり方（直轄区間外や支川を含む）について

関係各県とも協議の上、直轄管理区間について先行して河川整備計画を策定することといたしましたが、指定区間につきましても、今後、関係各県との連絡調整会議等を通じ協議を行い、できるだけ早期に河川整備計画が策定できるよう協力していきたいと思っております。

④整備計画素案に記述が無い、あるいは少ない項目への対応について（例えば、具体的な環境目標の設定と環境改善の方法、景観や歴史を配慮した工法（多自然型工法、伝統工法）の活用、河川整備における流域住民の参加など）

第1回、第2回の意見を聴く会やパブリックコメント等を通じ、多数かつ多様なご意見をいただいたところです。いただいた全てのご意見については、ご意見に対する河川管理者の考え方、素案への意見への反映という形で対応していきたいと考えています。

多自然川づくりや伝統工法については、今後とも地域の歴史・文化・周辺景観に調和するよう努めながら、積極的に活用していきたいと思っております。また、「景観や歴史・文化に配慮した堤防整備」について取り組みを行う予定です。

「河川整備における流域住民の参加」については、今後、自然再生事業などで具体的に進めていく方針です。

⑤河川整備計画における意見反映の方法（意見反映のプロセス）について

吉野川流域は四国4県にわたり、流域面積も広く地域性も異なることから、流域住民の多様な意見があると認識しています。河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聴きするとともに、流域の各地域でより多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。今回提示した方法は、丁寧に幅広く公平に意見を聴くことができることから、さまざまな関係者の皆様からの意見を適切に反映できると考え採用しました。

まずは、たたき台としての素案をお示して、みなさまから幅広く丁寧に公平にご意見をお聞きしました。お聞きしたご意見については、そのまま公表するとともに、問題点の明確化や論点の整理のためのとりまとめ結果を公表し、意見の共有を図っています。頂いた意見をもとに素案を練り直し、それに対して再度意見を頂く、そのような修正を繰り返すことで、流域の皆様の意見を十分に反映していけると考えています。

以上